

Q6-2 従業員採用時の試用期間に関する留意事項について

台湾の労働基準法は、試用期間を定めることを明確に禁止してはいません。実務上も、多くの会社が3ヶ月間の試用期間を設けています。なお、試用期間中に労働者を不採用にする場合、労働基準法第16条により、事前の通知が必要な解雇(Q6-11 参照)の基準に基づき対応する必要があります。